

郵便申請による戸籍謄抄本などの証明請求書

下記のものを送付していただきますよう請求します。

令和 年 月 日

(1) どなたのものが必要ですか

必要な人の氏名	(明・大・昭・平・令 年 月 日生)		
本籍 (住民票の場合は住所)	香住 香美町 村岡 区 小代 ※番地まですべて記入がないと発行できません	番地	筆頭者 (戸籍の最初に 書いてある人) ※ 住民票の場合は不要

(2) どのような証明が必要ですか

証明の種類		手数料	通数	備考(指定がある場合は記入してください)
戸籍	謄本(全部事項)	450 円	通	☐ () の記載のあるもの 例) 婚姻日・死亡日 など ☐ 出生から死亡まで連続した戸籍 各 通ずつ ※ それぞれの方で手数料が異なります。事前にご確認ください。
	抄本(個人事項)	450 円	通	
除籍・改製原戸籍謄本		750 円	通	
身分証明書		300 円	通	※ 本人以外からの請求は委任状が必要です。
独身証明書		300 円	通	※ 本人からのみ請求できます。
その他()			通	
附票	世帯全員	300 円	通	・ 本籍・筆頭者の表示 (必要 ・ 不要) ※チェックの無いときは省略 ・ 必要な住所をご記入ください 【 】
	個人のみ	300 円	通	
住民票	世帯全員	300 円	通	・ 世帯主名・続柄の表示 (必要 ・ 不要) ・ 本籍・筆頭者の表示 (必要 ・ 不要) ※チェックの無いときはすべて省略
	個人のみ	300 円	通	

(3) 何に使用しますか(チェックまたは記入してください)

☐ 相続	☐ パスポート	☐ 戸籍届出	☐ 年金請求	☐ その他()
-----------------------------	--------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	---------------------------------

※最近2週間以内に戸籍の届出をされた方はその旨ご記入ください。

月 日に()市区町村へ[出生・死亡・婚姻・離婚・転籍・その他 ()]の届出をしました。

(4) 請求者・送付先 ※証明書は原則、請求者の住民登録地への送付となります。

住所	(〒 -)		
氏名	(大・昭・平 年 月 日生)		
必要な方との続柄	本人・配偶者・子・孫・父母・祖父母・その他()		
日中の連絡先 (電話番号)	(自宅 ・ 携帯 ・ 勤務先)		
同封書類	☐ 本人確認書類() ☐ 手数料 円分 ☐ 返信用封筒 ※請求内容によって、請求理由を証明するものの添付等が必要になります。		
連絡事項など			

《偽りその他不正の手段によって交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられます。(戸法第133条・住基法第46条)》

戸(除)籍謄抄本、附票、身分証明等は本籍地で、住民票の写しは住民登録地で発行します。

①～④を役場に送付してご請求ください



① 請求書

裏面の『郵便申請による戸籍謄抄本等の証明の請求書』に記入してください。
※昼間の連絡先（電話番号）は必ず記入してください。

② 本人確認資料

請求者ご本人様の、マイナンバーカード・運転免許証・住民基本台帳カード・健康保険証・資格確認書（※「資格情報のお知らせ」ではありません）・パスポート等の氏名・住所・生年月日・有効期限が確認できるようにコピーしてください。
戸籍の附票、住民票の写しを請求する場合、官公署発行の顔写真付の証明書のない方は、健康保険証や市区町村発行の各種受給者証等のコピーが2つ必要です。

③ 手数料（定额小為替） ※切手や収入印紙は使えません

定额小為替は、郵便局で購入できます。おつりの出ないようにご用意ください。
手数料は、市町村によって異なりますので、事前にお問い合わせください。

④ 返信用の封筒

返送先の住所、氏名を記入し、郵便切手を貼ってください。
戸籍の証明の場合、返送先は、請求者の住民登録地（住民票の住所）です。
書留・速達等の場合は、封筒に朱書きし、不足のないよう料金を貼付けてください。

⑤ その他

<「委任状」が必要な場合>

- ・戸籍の証明を本人・配偶者・直系（祖父母・父母・子・孫）以外の方が請求する場合
- ・身分証明書を本人以外の方が請求する場合
- ・住民票の写し等を本人又は同一世帯以外の方が請求する場合

* 郵送申請は、配達の日数と役所の処理日数が必要です。日にちに余裕をもって申請してください *
香美町へ請求される場合は下の枠内の宛先をお願いします。

〒669-6592
兵庫県美方郡香美町香住区香住870番地の1
香美町役場 町民課戸籍年金係 宛